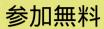
服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

## 服部事務所だより

ご連絡先:〒683-0003 米子市皆生5-5-5 電 話:0859-33-8594 FAX:0859-33-8775

e - mail :hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/ hattori/

平成21年9月号增刊号



## 不況に負けない『いきいき職場』をつくる

## 就業規則講座

と き 11月6日(金) 午後1時30分~3時30分 ところ ホテルサンルート米子(米子市西福原)



「職場のトラブル」に関する相談件数は、平成 20 年度の一年間で実に100万件(厚生労働省調べ)を超えているのをご存知でしょうか。

この相談内容ですが、解雇や雇止め、退職勧奨などの雇用契約の終了に関すること、 景気の悪化による業績不振を理由とした労働条件の引き下げなどの割合が多くなっています。この「職場のトラブル」が裁判にまで発展してメディアを騒がすことも珍しくありません。

このセミナーでは、『いきいき職場』をつくる就業規則をテーマに、就業規則をまだ作成していない企業には、それぞれの職場の現状に合った就業規則のあり方を、既に就業規則を作成している企業には、職場のトラブルを未然に防止するための見直しのポイントをご提案します。

中小企業の経営者の皆さま、人事・総務担当者の皆さまの多くのご参加をお待ちしております。

## セミナーのポイント

● 平成22年からの改正労働基準法に対応!

このセミナーでは、中小企業の就業規則の作成・見直しのポイント解説のほか、 平成20年3月から施行された労働契約法、平成22年4月に施行される改正労働基準法についての解説も行います。

2 あなたの会社の就業規則、社会保険労務士が無料で疑問にお答えします!

セミナー終了後に個別の相談会を開催します。セミナーを聞いて疑問点や心配点がありましたら、 労務管理の専門家「社会保険労務士」があなたの会社の就業規則に関する疑問に無料でお答えしますので、 ぜひ、会社の就業規則をご持参ください。

③ 就業規則作成・見直しのポイントをまとめた解説書を進呈!

セミナーに参加された方には、社会保険労務士が専門家の視点で、就業規則の作成・見直しを行う際の ポイントをまとめた解説書をもれなく進呈いたします。

主催 鳥取県社会保険労務士会 協賛 服部社会保険労務士事務所

お問い合わせ・お申し込みは 服部社会保険労務士事務所まで!